

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 8 日

一般社団法人NEOA代表理事 殿

厚生労働省職業安定局  
需給調整事業課長  
(公印省略)

労働者派遣契約の中途解除に係る周知及び啓発について（要請）

日頃より労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮については、令和 2 年 3 月 5 日付け及び同月 27 日付けで、職業安定局長から要請させていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言が行われ、さらに経済全般にわたる影響があることが想定されますが、派遣元事業主の皆様におかれては、改めて、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）や「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 137 号）の規定等に基づき、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための対応をお願いいたします。

また、これに伴い、労働者派遣契約の中途解除に係る周知資料及び労働者派遣法等に係る Q&A を作成いたしましたので、貴団体の会員に対して周知及び啓発を図っていただき、派遣先とも連携して派遣労働者の雇用の維持が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。